

**議案第 33 号 伊賀市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定について**

**【質疑】**

委員からは、市施策の 4 事業のうち、県が掲げる「災害に強い森林づくり」に、みんなの里山整備活動推進事業の 500 万円があてはまると思うが、もっと充実させたほうが県民税の趣旨に合うのではないかと、との質疑に対し、当局からは、県と市町のそれぞれが主体となる事業があり、治山事業については山の規模が大きいため、県主体の事業として位置づけられている、との答弁がありました。

さらに、基金は林道整備や間伐材搬出、竹林整備への利用が可能かと、との質疑に対し、当局からは、竹林整備は県の緊急雇用対策事業で実施しているが、来年度からはなくなるため、当基金を活用し、地域で 25 万円を限度としてチェーンソー購入等ができる事業を新たに加えた。各地域への事業説明を 4 月以降に行いたい。また、林道整備や間伐材搬出では、当基金を既存事業に上乘せすることはできないが、一般施策の県事業として行えるよう要望していきたい、との答弁がありました。

また、26 年度事業実施にかかる市内でのモデル地区は現在考えていない、との答弁を受けて、予算を有効活用して事業を進めていくうえでも、前もって考えていく必要がある。今後どのように考えているのか、との質疑に対し、当局からは、市の各部局との連携が必要な事業は協議を行い進めている、との答弁がありました。

また、個人財産に対する税金の投入への基本的な考え方についての質疑に対し、当局からは、この基金は、個人財産の利益につながるような造林等の事業には一切使えない。里山整備についても、里山を地域で守っていくために地域同意のうえで行う事業と考えている、との答弁がありました。

さらに、個人所有の山は対象ではないのか、との質疑に対し、当局からは、公の山だけでなく基本的に個人所有の山も対象となるが、山林は公益的機能を果たす役割が非常に大きいため、広く市民や事業者に税を課していく制度である、との答弁がありました。

**【討論及び審査の結果】**

特に意見もなく、本案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

**議案第 34 号 赤井家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について**

**【質疑】**

委員からの建物までの公共交通手段についての質疑に対し、当局からは、コミュニティバス「しらさぎ」の停留所から徒歩 1 分の距離にある、との答弁がありました。

また、施設の営利使用の場合の利用料金についての質疑に対し、当局からは、施設それぞれの基本料金の 3 倍となる、との答弁がありました。

さらに、建物内の厨房・飲食スペースの使用についての質疑に対し、当局からは、当該施設にはキッチンを設備しているが、使用希望がなければ、観光客に弁当持参で食事していただくことも可能である、との答弁がありました。

**【討論及び審査の結果】**

特に意見もなく、本案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

**議案第 35 号 伊賀市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について**

**【質疑】**

委員からは、以前に行政事務側から消防長へ就任した経緯があったが、資格要件の基準に含まれているのか、との質疑に対し、当局からは、要件基準に含んでいる、との答弁がありました。

**【討論及び審査の結果】**

特に意見もなく、本案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

**議案第 41 号 岩倉峡公園キャンプ場条例の一部改正について**

**議案第 42 号 伊賀市特別会計条例の一部改正について**

**【質疑、討論及び審査の結果】**

特に質疑、意見もなく、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

**議案第 43 号 伊賀市手数料条例の一部改正について**

**【質疑】**

委員からの手数料算出の方法についての質疑に対し、当局からは、消防法に基づく危険物検査に要する時間が比較的長く、取り扱う量が多い 25 項目について増額を行うものである、との答弁がありました。

**【討論及び審査の結果】**

特に意見もなく、本案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

**議案第 44 号 伊賀市火災予防条例の一部改正について**

**議案第 46 号 上野都市計画事業上野市駅前地区第一種市街地再開発事業施行に関する条例の廃止について**

**議案第 48 号 平成 26 年度伊賀市水道事業会計資本金の額の減少について**

**【質疑、討論及び審査の結果】**

特に質疑、意見もなく、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

**議案第 49 号 市道路線の変更について**

**【質疑】**

委員からは、市道宮之前小杉線で関西本線宮跡踏切を廃止するとのことであるが、J Rとの協議の中で他に同じような狭い踏切箇所を拡張するような予定はあるのか、との質疑に対し、当局からは、新たに終点側になる市道についても、野村踏切という関西本線を横断する箇所がある。将来において道路拡幅の計画がある場合、今回廃止する踏切の幅員を当該踏切の拡幅に用いることが可能であることを J R側と確認している、との答弁がありました。

**【討論及び審査の結果】**

特に意見もなく、本案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。